平成２２年（フ）第９３３号
広島市西区観音新町１丁目１番３―205号
債務者　横田　裕治
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０号
福岡県嘉穂郡桂川町大字内山田818番地、前住所神奈川県藤沢市羽鳥２丁目４番17号
債務者　平野　孝子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第２３０号
福岡県久留米市草野町吉木290番地１
債務者　原　慶次朗
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３１６号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目10番25号
債務者　森　由美子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
鹿児島県鹿児島市上福元町5890番地１市住御所下2035号
債務者　中馬　榮二
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
鹿児島県鹿児島市田上２丁目５番15号パークコートＴＡＢＡＴＡ203号
債務者　森　　明子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
北海道苫小牧市大成町１丁目14番３―1409号
債務者　小笠原久美子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１５０号
北海道苫小牧市大成町１丁目１番２―505号
債務者　熊谷久二子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１５２号
北海道苫小牧市末広町１丁目10番14号　フローレンス16Ｂ203号
債務者　田中東太郎
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１４５号
宮城県大崎市松山金谷字向田71番地１　雇用促進住宅１―206
債務者　佐々木美久里（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第２７７号
秋田市新屋朝日町28番16号
債務者　堀井　初子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８２号
秋田市大住３丁目13番４号　大住アパート６号
債務者　鈴木　郁子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０８号
秋田市横森３丁目４番59号　フォレストＡ―203号
債務者　舘岡亜矢子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１７号
秋田市寺内字三千刈35番地７
債務者　黒澤　聖子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２６号
秋田市豊岩石田坂字碇111番地３
債務者　佐藤　卓也
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７２号
福島市蓬莱町４丁目３番11―36号
債務者　佐藤　和男
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２６号
福島県南相馬市原町区本陣前２丁目64番地の１
債務者　菅野　七郎
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第２７号
福島県南相馬市原町区本陣前３丁目147番地サンマンションＡ棟102
債務者　菅野　姫子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福島地方裁判所相馬支部